

沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議規定

〔名称〕

第1条 本会は、「沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議」と称する。

〔目的〕

第2条 本会は、官民の関係機関が一体となって沖縄地方における海難防止強調運動を強力かつ効果的に展開することにより、海難防止思想の普及と高揚を図り、もって海難の発生を未然に防止することを目的とする。

〔業務〕

第3条 本会は、官民の関係機関が一体となって海難防止推進運動を推進するために必要な次の業務を所掌する。
(1) 海難防止強調運動基本計画及び実施計画の策定及び実施
(2) 各種海難防止会議の開催
(3) 海難防止資料の収集・作成・配付

〔構成〕

第4条 本会は、別紙の関係機関・団体により構成し、それぞれに連絡担当者をおくものとする。

〔議長〕

第5条 1 本会に議長 1 名を置く。
2 議長は、西部海難防止協会沖縄支部長とする。
3 議長は、会務を統括する。
4 議長に事故あるときは、予め議長が指名した者が代行するものとする。

〔会議〕

第6条 1 会議は、定期会議と臨時会議とし、議長が召集する。
2 定期会議は、毎年の全国海難防止強調運動に合わせ、また、臨時会議は必要に応じ議長が召集する。

〔事務局〕

第7条 本会の事務局は、西部海難防止協会沖縄支部に置くものとする。

(付則) この規定は、昭和 61 年 9 月 26 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 5 年 8 月 17 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 7 年 6 月 8 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 10 年 5 月 27 日から施行する。

(付則) この規定は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。